

生徒心得

(求められる人間像)

- 1 勉学への意欲を高く持ち、真理の探求に努めるとともに、個性の伸長を図る。
- 2 人間関係を形成するにおいては、誠実を旨とし、常に相手の人格を尊重し、良識と品位の溢れる言動で対応する。
- 3 民主主義社会の構成者の一員としての立場を自覚し、全体の向上のために、その役割と責任を果たす。
- 4 規律正しい生活習慣の確立を期するとともに、心身ともに健康であるように努める。

(学習)

- 1 授業時間中は、研究的態度で、積極的に学習に励む。
- 2 毎日の予習と復習とを計画的に励行する。
- 3 授業の空き時間の有効な活用を図る。
- 4 検定の受験などを通して、積極的に資格取得に努める。

(校内生活)

- 1 登下校の時間を守り、規律正しい生活態度を養う。
- 2 校舎、校具等の公共物を大切に扱い、学習環境の整備、美化を心がける。
- 3 友人との交流は、お互いの人格を尊重しあい、明朗で健全なものであるようにする。
- 4 校内放送、掲示物には常に注意し、不明の点がないように心がける。
- 5 学習に必要な以外の物品は持ち込まない。

(校外生活)

- 1 高校生としての自覚と誇りをもって行動し、社会の信頼に応える。
- 2 高校生の入場が禁止されている場所へは立ち入らない。
- 3 夜間の無用な外出は慎む。

(通学)

- 1 登下校の時刻と道順は、安全の確保を最優先に決定する。
- 2 公共交通機関を利用する場合は、他の乗客の迷惑になる行為をしない。
- 3 自転車を利用する場合は、定められた手続きを取り、交通関係法令を守る。

(服装)

- 1 端正、清潔、質素であることとし、不必要なものを着用又は使用しない。
- 2 良識をもち、流行や風潮に流されないようにする。

①通学及び運転免許証取得について

(基本的な考え方)

- 1 登下校の時刻と道順は、安全の確保を最優先に決定すること。
- 2 交通関係法令の規定をよく守り、事故の防止に努めること。

(徒歩による通学)

- 1 道路においては、歩道、路側帯又は歩行者用道路を通行すること。
- 2 道路を横断する場合は、信号機が設置されている横断歩道の利用を心がけること。

(電車・バス等による通学)

- 1 他の乗客の迷惑になるような行為をしないこと。

(自転車による通学)

- 1 自転車通学を希望する者は、学級担任を通して生徒指導部の許可を得ること。
- 2 学校正門から1.5km以内の通学において、自転車の使用は認めない。

(運転免許証の取得)

- 1 在学中の運転免許証の取得は、原則として禁止する。
- 2 3年次生の2月以降における普通自動車運転免許証取得のための自動車学校への入校については、別にこれを定める。

②服装等について

(基本的な考え方)

校訓の「自律」にあるように服装等について、自ら律することが求められている。

- 1 服装は、自己の人格、教養、品性を現すものである。制服着用の際は、端正、清潔、質素であるよう、また、本校の生徒として自覚のある姿勢を示すよう心がけなければならない。
- 2 制服の更衣時期は、各自の判断に任せる。

(整備の要領)

制服	男 子	女 子
	本校指定のブレザー、ネクタイ、シャツ(夏用・冬用)、スラックス(夏用・冬用)とする。 ブレザー着用時には、左衿に校章を付け、ネクタイを着用する。	本校指定のブレザー、リボン、ブラウス(夏用・冬用)、スカート(夏用・冬用)とする。 ブレザー着用時には、左衿に校章を付け、リボンを着用する。 スカート丈を短くしない(膝頭の中心にかかる長さ)
	公式行事の日などには着用するものを統一することがある。	
靴	指定しないが、派手な飾りのあるもの、かかとの高いものなどは使用しない。校内においては、所定の場所に氏名を記入した学校指定のスリッパを使用する。	
ソックス	品位を損ねないものを使用する。(黒・紺・白とする) 公式行事の日などには黒または紺色のものを着用する。	
鞄	指定しないが、品位を損ねないものを使用する。 通学時の安全確保を念頭に置いて使用するものを選ぶ。	

防寒用品	冬季において必要に応じて着用してよいが、高価なものや派手なものは使用しない、ネクタイやリボンの着用には妨げとなるものは使用しない。
頭髪	見苦しくないように整え、特殊な加工（パーマ、染色、エクステンションなど）はしない。女子で長い場合は束ねる。
その他	化粧やマニキュアをしない。装身具（指輪、ネックレス、ピアス等）をつけない。

③携帯電話等の校内持ち込みについて

（基本的な考え方）

生徒の携帯電話等の校内持ち込みについては、原則として禁止する。

ただし、登下校における安全面への対策として、本人及び保護者からの申請に基づき許可することもある。

（所持の際の遵守事項）

- 1 申請理由以外の使用はしない。
- 2 校内においては電源を切り、他の人の目に触れないように鞆等に保管し管理する。
- 3 フィルタリングを設定する。
- 4 使用の際は、社会のルールやマナーを守る。
- 5 登下校等における自転車乗車中の使用はしない。
- 6 生徒手帳を常に所持しておく。
- 7 定期考査等では、試験場外で管理する。試験場内に持ち込んだ場合は不正行為とみなし、懲戒の対象となることがある。

④アルバイトについて

（基本的な考え方）

生徒がアルバイトに従事することは、原則として禁止する。

（その他）

公的機関からの要請があった場合及び3年次生の2月以降のアルバイトの扱いについては、別にこれを定める。

⑤褒賞について

（褒賞の対象）

- 1 褒賞は、次の各号の一に該当する者に対して、校長がこれを行う。
 - (1) 健康、人柄、実力ともに優れ、よき校風の確立に貢献した者
 - (2) 生徒会活動、部活動等で、その活躍が特に顕著であった者
 - (3) 在学期間を通じて、出席状況が極めて良好であった者
 - (4) 困難を克服して学業に精励し、その成果が特に顕著であった者
 - (5) 人命を救助したり、災害時等に特別の善行があった者

⑥懲戒について

（懲戒の場合）

- (1) 校舎、校具、その他公共の用に供する物を故意に破損した場合
- (2) 考査中に不正行為があった場合
- (3) 無届け又は正当な理由のない、欠席、遅刻、早退、欠課を重ねた場合

- (4) 暴力行為、脅迫、窃盗、飲酒、喫煙、その他法令に抵触する行為があった場合
- (5) 道路交通法違反及び無届けの運転免許証の取得及び無届けの自動車学校入校があった場合
- (6) 無断外泊、深夜徘徊及び家出といった行為があった場合
- (7) 酒類の提供を主とする飲食店、高校生の入場が禁止されている遊技場等への出入りが判明した場合
- (8) 無許可でアルバイトに従事していることが判明した場合
- (9) 相手の人権を侵害する行為があった場合
- (10) 学校や社会の秩序を著しく乱すような行為があった場合

⑦各種の届けや願いについて

(届を必要とする事項)

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1 本人又は保護者(連帯保証人)の住所の変更 | (所定の用紙) |
| 2 保証人の住所等の変更 | (所定の用紙) |
| 3 欠席、遅刻、早退、欠課又は忌引きの時 | (生徒手帳) |
| 4 下宿をする時 | (届様式1) |
| 5 生徒手帳の紛失 | (届様式2) |
| 6 校内又は通学途上における事故 | (届様式3) |
| 7 特別残留や宿泊を伴う行事に参加しようとする時 | (届様式4) |
| 8 生徒のグループ等で宿泊を伴う旅行をしようとする時 | (届様式5) |
| 9 海外旅行をする時 | (届様式5) |
| 10 公共物の破損 | (所定の用紙) |

(願を必要とする事項)

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1 特別な事情で運転免許証を取得しようとする時 | (願様式1) |
| 2 特別な事情で通学に原動機付自転車を使用しようとする時 | (願様式2) |
| 3 通学に自転車を使用しようとする時 | (願様式3) |
| 4 家庭の事情でアルバイトに従事しようとする時 | (願様式4) |
| 5 校内で文書の配布や掲示をしようとする時 | (願様式5) |
| 6 校内で物品の配布や販売をしようとする時 | (願様式5) |
| 7 校内で募金や署名活動をしようとする時 | (願様式5) |
| 8 旅客運賃割引証の交付を求めようとする時 | (願様式6) |
| 9 家庭学習期間に自動車学校へ入校しようとする時 | (願様式7) |
| 10 携帯電話を校内に持ち込もうとする時 | (願様式8) |
| 11 規定の服装以外での登校が必要な時 | (生徒手帳) |
| 12 始業から放課までの間で、校外に出なければならない時 | (生徒手帳) |